

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十五年四月一日

目 次

規 則

岐阜県林業士認定審査会規則

(森林整備課)

ページ

岐阜県林業士認定審査会規則を(31)に公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県林業士認定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附屬機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県林業士認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第一条 審査会は、岐阜県林業士の認定に関する事項を審査する。

（組織）

第三条 審査会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 林業団体関係者
 - 二 岐阜県林業士
 - 三 林業実践者で審査に必要な知識を有する者
(委員の任期)
- 第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、林政部森林整備課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。